

社会福祉法人 大分県社会福祉協議会
善意銀行運営細則

(趣旨)

第1条 この細則は、社会福祉法人大分県社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第2条第17項及び、経理規程第26条に定める寄附金品の受入手続きに関して、同規程附則第1項に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本会は、広く人々から善意の寄附を受け、これを効果的に社会に還元し、もって社会福祉の増進に寄与するため、本会内に善意銀行を設置する。

(運営委員会の設置)

第3条 善意銀行の適正な運営を図るため、善意銀行運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(寄附金等受入基準)

第4条 本会は、次の各号のいずれかに該当する者からの寄附金等の申込みについてはこれを受け入れることができないものとする。

(1) 暴力団その他の反社会的勢力若しくはこれらに所属する個人又はこれらに関する団体、個人等

(2) 寄附の対価として本会に対し便宜供与、反対給付を期待していることが明らかなる者

(3) 寄附金等の申込みの際し、次に掲げる条件等を付与する者

イ 寄附者が寄附の経理について監査を行うこと

ロ 寄附後に寄附者が寄附の全部または一部を取り消すことができること

ハ 寄附の対象となった寄附金等を寄附者に無償で譲渡または使用させること

ニ その他会長が本会の運営上支障があると認める条件

(寄附金等の種類)

第5条 本会が受け入れる寄附金等の種類は次のとおりとする。

(1) 一般寄附金 寄附者が使途を特定せずに寄附した寄附金

(2) 指定寄附金 使途があらかじめ指定された次に掲げる種類の寄附金

イ 使途指定寄附金

寄附者が寄附の申し込みに当たり、あらかじめ使途を指定するもの

ロ 募集指定寄附金

本会が、募集にあたりあらかじめ使途を指定するもので、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、資金使途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という。）を作成し、会長又は会長から権限移譲を受けた責任者の承認を得たうえ募集するもの

2 この規程における寄附金等には、金銭のほか金銭以外の物品、不動産及び財産権等の権利を含むものとする。

(寄附金品等の受入手続)

第6条 本会経理規程第26条に基づき、寄附金品を受け入れる場合には、会計責任者は、寄附者が作成した寄附申込書等に基づき、寄附者、寄附金額及び寄附の目的を明らかにして、会長又は会長から権限移譲を受けた者の承認を受けなければならない。

2 本会は、前項により寄附申込書を受理したときは、担当者又は会長から権限移譲を受けた責任者において、寄附者が第4条の各号に該当しないことを確認したうえで、寄附金等の受入について、会長又は会長から権限移譲を受けた責任者の承認を得るものとする。

3 寄附金等の受入が決定したときは、寄附者に対し、その旨を通知するとともに、振込依

頼書等寄附の受入に必要な書類を送付する。

4 寄附金等の受入が完了したときは、寄附者に対し領収書を発行するとともに、領収書の控えを保存する。

5 担当者又は会長から権限移譲を受けた責任者は、寄附申込書を保存するとともに寄附金台帳を整備し、会長又は会長から権限移譲を受けた責任者の承認を得なければならない。

(寄附金等の取扱い)

第7条 一般預託金については、前年度一般預託金額の80%を、善意銀行一般預託金配分要領に従い配分し、残りの20%については本会運営事業に使用するものとする。

2 使途指定寄附金については、寄附額に応じて、以下のとおり本会運営事業に使用したうえで、他の寄附金額を寄附者の特定した使途に使用するものとする。

年間寄附金額	本会運営事業または一般預託金に使用する金額・割合
1,000万円以下	3%
1,000万円を超えて5,000万円以下	30万円+1,000万円を超える額の2%
5,000万円を超えて1億円以下	110万円+5,000万円を超える額の1%
1億円を超えて4億円以下	160万円+1億円を超える額の0.5%
4億円を超える場合	310万円

※千円未満切捨て

3 募集指定寄附金については、募金目論見書に従い使用する。なお、残額が発生した場合は残額を本会運営事業に使用するものとする。

(受領書等の送付)

第8条 寄附金等を受領したときは、一般寄附金又は特定指定寄附金の場合は遅滞なく礼状及び第6条4項の領収書(以下「領収書」という)を、募集指定寄附金の場合は受領書のほか第5条第1項による募金目論見書を、それぞれ寄附者に送付するものとする。

2 前項の領収書には、当法人の事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(寄附者に対する特別扱い等の禁止)

第9条 本会が、寄附の申込みを受け又は過去に寄附を受けたことがある者との間で売買、請負等の取引契約をする場合、契約担当者は経理規程を遵守し、その者に対して他の業者とは異なる特別の便宜を与えたり、取引に当たって有利な条件を設定したりしてはならない。

(その他)

第10条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項があるときは、会長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、令和2年4月1日から施行する。